

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年二月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年八月二日奈良県指令建第九〇―四四号

平成二十四年十二月二十八日奈良県指令建第九〇―四四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年一月二十三日建第七八八二号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市新堂町三一三番一、三二〇番一、三二一番、三二七番一、三二八番一、三二八番三、三三三番、三三四番、三三七番、三三八番、三四一番、三四二番二、三四二番三、三四二番四、三四五番一、三四六番、三五〇番一、三五〇番三、三五一番一、三五二番一、三五二番二、三八七番四、三八八番、三八九番、三九〇番、三九一番、三九二番及び三九三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新堂町三一三番地の一

奈良県ハイテク工場団地協同組合 代表理事 北村吉郎